

令和5年度 練馬区立春日小学校 学校経営方針

練馬区立春日小学校長 後 藤 京 子

教育目標

- 【か】 ○ 考えて正しく行動する子ども
- 【す】 ○ 素直で思いやりのある子ども
- 【が】 ○ がんばりぬく元気な子ども

◇ 目指す学校像 ◇

- 1 子供が学ぶ楽しさや達成感を味わうことができる学校
→ 確かな学力の定着と向上 計画的でねらいを明確にした授業 探求的な学習の実施
- 2 豊かな心と体を育てる学校
→ 思いやりの心の育成 社会規律の確立 体力の向上 きれいな落ち着いた環境
- 3 保護者・地域に信頼される学校
→ 学校の情報発信（学校便り、学年・学級だより、HP）、地域のゲストティーチャーの活用

確かな学力の定着と向上

- 1 計画に基づいた指導
 - (1) 年間計画に基づいた「週ごとの指導計画」の作成（ねらいの明確化）・活用（児童の様子・学習内容の到達の振り返り）・提出
 - (2) 授業時数及び1単位時間の授業の確保
- 2 基礎的・基本的な学習内容の定着
 - (1) 個に応じた多様な指導→「習熟度別（3～6年）」「TT指導（1～2年）」の実施
 - (2) 「春日タイム」の計画的活用 → 基礎・基本の確実な定着
 - (3) 「学力調査」の活用→児童の実態に合った指導の工夫
 - (4) ICT教育の一層の充実 →協働的な学び 個別最適な学び
- 3 探求的な学習の実施
 - (1) 問題解決的な学習の確立 体験的な学習→既習の知識・技能を生かした学習過程
 - (2) 図書館の有効活用 → 学習課題を解決する資料収集の場としての有効活用
 - (3) 環境教育の充実 → 学校や地域に目を向けさせ、栽培活動や創造的な活動の実施
- 4 学習習慣の確立
 - (1) 規律ある学習習慣の確立 → 「授業中の約束」の共通実践
 - (2) 学習環境の整備 → 季節に沿った掲示物、作品に形成的な評価
- 5 研究・研修の充実
 - (1) 各自の研究教科の追究
 - (2) 小中一貫教育の推進→ 目指す15歳の姿への積極的な取組

保護者地域との連携

- 学校公開、道徳授業地区公開講座の実施
- ゲストティーチャーの導入を進める。
- 児童・保護者、地域アンケートの実施と学校関係者評価の実施と教育活動の改善

健やかな心と体の育成

1 心の教育の推進

(1) 基本的な生活習慣の確立する。

※ 「1日の暮らしの約束」の共通実践。(全学級で共通した指導と実践)

※ あいさつができる児童の育成。

『きもちがいいね そのあいさつ 相手の目を見て明るい声で』

(2) 道徳教育を充実させ、全教育活動を通して豊かな心の育成。

※ 週1回の「特別の教科 道徳」の授業の計画的な実施。

※ 自他の生命の大切さ、互いを尊重する思いやりの心、規範意識の育成。

※ 道徳の時間にいじめについて考え、議論する授業の実施。

(3) いじめ不登校のない学校を目指す。(未然防止 組織的な支援 即時対応)

※ 「子供の居場所」のある学校にする。

→ 「いじめ防止基本方針」のもと「学校いじめ対策委員」を中心に組織的な対応

※ 子供の実態把握に努める。

- ・子供を教室で迎える
- ・休み時間に子供と過ごす
- ・アンケートの実施
- ・生活点検表
- ・児童面談の実施

(4) 様々な交流の中で心を育てる。

※ 地域の人材、自然、施設を教育活動に取り入れた交流を通じた心の育成。

※ カスガモランド(異学年交流)を通して、思いやりや助け合いの心を育てる。

(5) 人権習慣「仲よし宣言」の実施

(6) 読書活動の重点化

※ 読書旬間を通じた想像力、言語能力の育成、校長による読み聴かせ会の実施

2 体力向上

(1) 体育授業の改善・充実 → 「楽しい」だけではなく「できた」喜びを大切に

(2) 新体力テストの実施・結果の活用

(3) 運動の日常化 → 「全校一斉運動遊び」の実施と外遊びの励行

3 保健指導・安全教育

(1) 保健指導を充実させ、病気、事故、けがの未然防止に努める。

(2) 安全教育を充実させる。(セーフティ教室 薬物乱用防止教室)

※ 「SNS ルール」「タブレットルール」に基づく取組 情報モラルの推進

※ 災害・事故から自分で自分の身を守る力及び事故を侵さない力の育成

4 特別支援教育の充実

(1) 子供たち一人一人の教育的ニーズを把握して、個々のもてる力を高め、組織的かつ適切な支援を行う。

(2) 研修会・校内委員会を計画的に実施する。

5 食育の推進

(1) 残食を減らす。

(2) 総合的な学習の時間や生活科で植物を栽培し、収穫する体験を行う。

6 オリンピック・パラリンピック教育の実践を踏まえ学校2020レガシーの構築と推進

(1) 障害をもった方との交流や意見交換を実施し、障害者に対する理解を広げ深める。

(2) スポーツの専門家による授業を企画・計画し実施する。